

洪水発生のある時に

『屋上駐車場』などへ車ごと避難できます

危機管理課・☎202247

台風の影響を受け『集中豪雨』が発生しやすい時季となりました。本市では、洪水発生のある場合に、大型商業施設の屋上駐車場などに車ごと避難できるよう災害時応援協定を締結しています。

次の施設は、市が避難情報を発令した場合などに駐車場所を開放します。

開放する場合は、市ホームページなどでお知らせします。

市ホームページ
屋上駐車場について▶



屋上駐車場などが利用可能な施設(車中避難場所)

施設名	所在地	駐車場所
● 東松苑ゴルフ場	駒場町1234番地	敷地内駐車場
● スーパービバホーム足利堀込店	堀込町250番地1	屋上駐車場
● コジマ×ビックカメラ足利店	朝倉町243番地1	屋上駐車場
● ヨークベニマル足利店	朝倉町2丁目21番地16	屋上駐車場
● 白鷗大学足利高等学校富田キャンパス	多田木町1067番地	敷地内駐車場
● アシコタウンあしかが	大月町3番地2	屋上駐車場
● 足利中央特別支援学校	大月町871番地3	校庭

利用上の注意

- ☑ 災害時に備え、安全に移動できるように、ハザードマップで危険箇所を確認しておきましょう。
- ☑ 水や食料のほか、使い捨てトイレなどを用意しておきましょう。
- ☑ 避難が遅くなると道路が冠水する場所がありますので早めに避難しましょう。
- ☑ 冠水している場所は、車が水没する危険があります。無理な通行はやめましょう。
- ☑ 『エコノミー症候群』に注意しましょう。
- ☑ 避難情報が解除され安全が確保できたら、車両を移動しましょう。

※駐車場利用料はかかりません。



秘密は守ります。

こどもの人権相談 ☎0120・007・110

【全国一斉強化週間】 8月23日(水)▶29日(火)

法務局職員や人権擁護委員が、『こどもの人権』に関わる相談について強化週間中は時間を拡大して電話でお受けします。

- 受付時間 午前8時30分～午後7時
※土・日曜日は午前10時～午後5時。

強化週間外は、平日午前8時30分～午後5時15分で相談を受け付けています。

LINEアカウント『SNS人権相談』▶でも相談できます。



宇都宮地方法務局・栃木県人権擁護委員連合会

8月の市税納期

納税課・☎202124

- ▶市・県民税(2期)
 - ▶国民健康保険税(2期)
- 納期限 **8月31日(木)**

口座振替キャンペーン実施中

9月29日(金)までに新規に申し込みされた方へ史跡足利学校、栗田美術館、あしかがフラワーパークのいずれか1カ所で使えるペア入場券を差し上げます。

会議・講演会の開催やサークル利用などに貸し出します。

場所 あしかがフラワーパークプラザ(市民プラザ)本館2階第6講習室(旧研修室)

貸出開始日 8月1日(火)

貸出時間 午前9時～午後10時

定員 45人

申込 利用方法や使用料など、お問い合わせは電話で同プラザ(☎208511)



貸館スペースを拡大!

男女共同参画センター

人権・男女共同参画課

☎202363

奨学金の返還を支援します!

とちぎ未来人材応援事業

栃木県労働政策課

☎028・623・3224

県内の

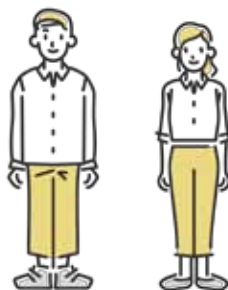
製造業、卸売業・小売業、情報通信業、宿泊業、就職業に就職する学生を支援します。

業、宿泊業、就職業に就職する学生を支援します。

業、宿泊業、就職業に就職する学生を支援します。

業、宿泊業、就職業に就職する学生を支援します。

業、宿泊業、就職業に就職する学生を支援します。



会社を元気に!

中退共の退職金制度

勤労者退職金共済機構

☎03・6907・1234

中小企業退職金共済制度

(中退共)は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。

金制度です。

人も、会社も、もっと元気に!

中退共 退職金共済制度



事例から学ぶ!消費者トラブル



CASE 81 ペットの購入をキャンセルしても予約金は返されない!?

ペットショップで見た犬が気に入り5万円を支払って購入の予約をした。

しかし帰宅後に家族から反対され翌日に店へキャンセルを申し出たが、予約金は返金できないと言われた。



予約金を払う際はキャンセル時の条件を確認!

消費者の自己都合でキャンセルする場合は一方的にキャンセルすることはできず、店の規約に従うことになります。

予約金を支払う場合は必ずキャンセル時の条件を店に確認しましょう。

購入の際は事業所で犬を確認し対面で説明を受け、契約書を交わすようにしてください。



迷ったら、すぐ電話!

消費生活センター・☎1211
平日午前9時～午後4時

税

提出してください

固定資産現所有者申告書

税務課・☎202129

8月から随時、対象者へ申告書を発送します。

対象 亡くなられた方が所有し

制度の特長 ①掛金の一部を国が助成②掛金は全額非課税、手数料も不要③社外積立なので管理や運用の手間が不要

申込 まずは同機構へ相談

している固定資産の相続人申告内容 同固定資産について、相続人の皆さんで相談し、現所有者(相続人代表)を申告

※名義変更完了までの間、納税通知書を受領する代表者を申告するもので、登記簿などの名義を変更するものではありません。

申告方法 申告書(はがき)を同課へ返送

※相続権をお持ちでない場合は、同課までご連絡

ください。

